

下水道使用料の 改定について

— 下水道事業の経営改善に向けて —
まちづくり整備課課

目次

- 下水道使用料と費用の現状
- 松伏町下水道事業の課題と目標
- 下水道使用料の検討

下水道使用料と費用の現状

使用料単価、汚水処理原価、経費回収率の実績

項目	数式	令和4年度実績
下水道使用料収入	①	165,799 (千円/年)
汚水処理費	②	237,597 (千円/年)
年間有収水量	③	1,583,978 (m ³ /年)
使用料単価	④ = ① / ③	104.7 (円/m ³)
汚水処理原価	⑤ = ② / ③	150.0 (円/m ³)
経費回収率	④ / ⑤	69.8 (%)

下水道使用料と費用の現状

有収水量

有収水量とは、
料金徴収の対象となった水量で
す。
左は、越谷・松伏水道企業団が
発行する通知書の例です。
赤枠内の数字が有収水量です。

使用水量等のお知らせ

越ヶ谷3丁目 - × - × ×
越松 太郎 様

1 使用者番号 406406201
メーター口座 20 m
メーター番号 29GB01234K

2 ご使用期間 (検針日) 令和 5年(2023年) 3月検針分
5年 1月4日 ~ 5年 3月6日 (今回検針日)

今回指針	1747	4 水道料金	2,442 円
前指針	1769	内消費税相当額(10%)	222 円
計メーター水量	m ³	5 下水道使用料	2,970 円
		内消費税相当額(10%)	270 円

3 22 m³ 今回料金 6 5,412 円
内消費税相当額10% 492 円

注意：このお知らせで支払うことは出ません。

前指針使用水量 20 m³
7 口座振替日 5年4月6日
8 次回検針予定日 5年5月6日
越谷・松伏検針水道企業団
検針員 越松 花子

通信欄
来月メーターを交換する予定です。

9 水道料金・下水道使用料口座振替済通知書		
検針分	振替年月日	収納金額(円)
令和 5年 1月	5年 2月 6日	4,818
使用水量(m ³)	水道料金(円)	内消費税相当額(10%)(円)
20	2,090	190
	下水道使用料(円)	内消費税相当額(10%)(円)
	2,728	248

上記の金額を口座振替により収納しました。

越谷・松伏水道企業団 企業出納員

越谷・松伏水道企業団 登録番号 TS-000-2011-0002

裏面もご覧ください。

1 使用者番号
お問い合わせの際はこの番号をお知らせください。

2 ご使用期間
前回検針日(または開始日)から今回検針日までの期間です。

3 使用水量
今回指針から前回指針を差引いた水量です。

4 水道料金
今回の使用水量に対しての水道料金です。

5 下水道使用料
今回の使用水量に対しての下水道使用料です。

6 請求額
今回のご使用量による請求額です。
(消費税相当額が含まれています。)

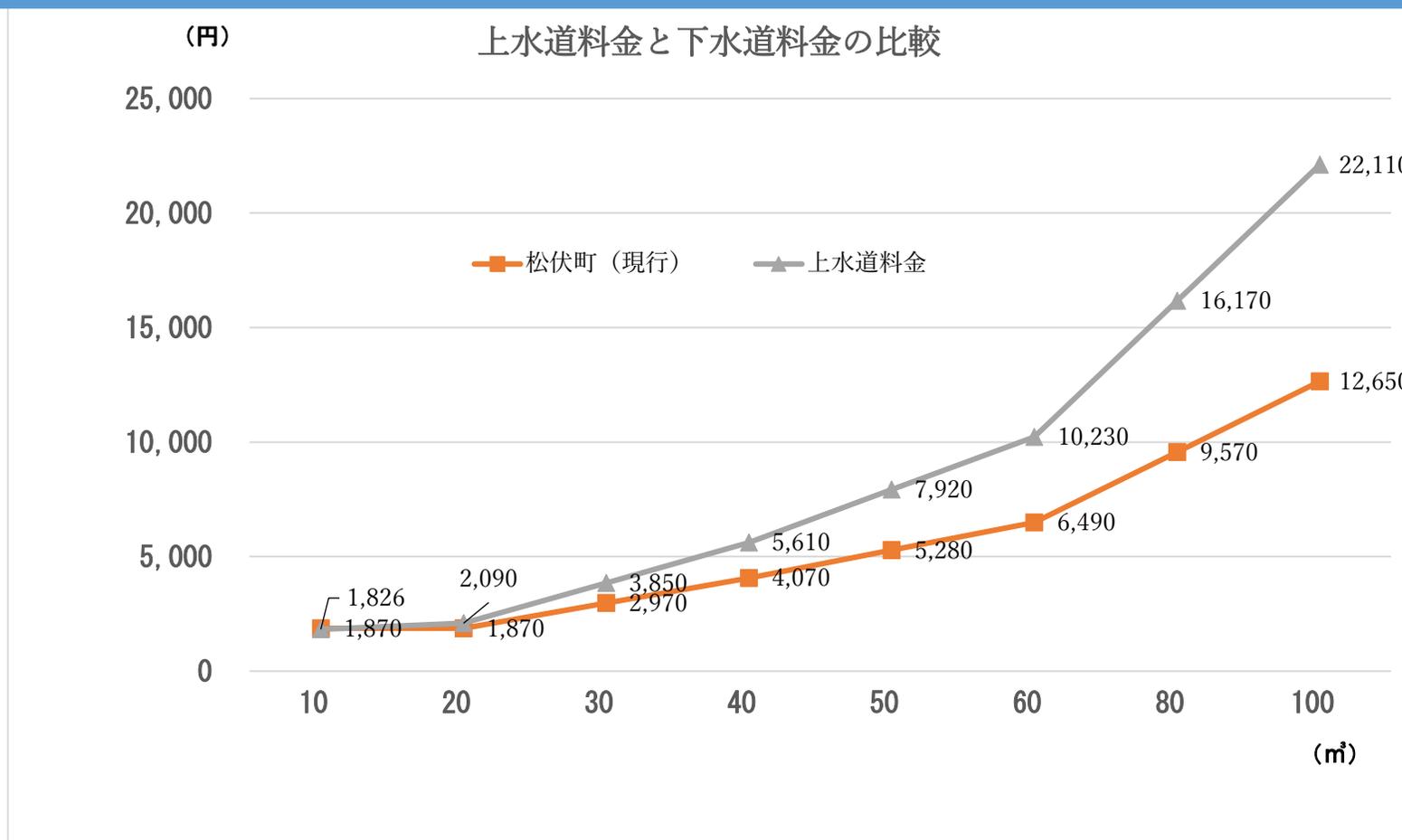
7 口座振替日
今回料金の口座振替日です。

8 次回検針予定日
次回に水道メーターを検針する予定日です。

9 口座振替済通知書
前回料金の口座振替分収納金額です。越谷松伏水道企業団 HP より

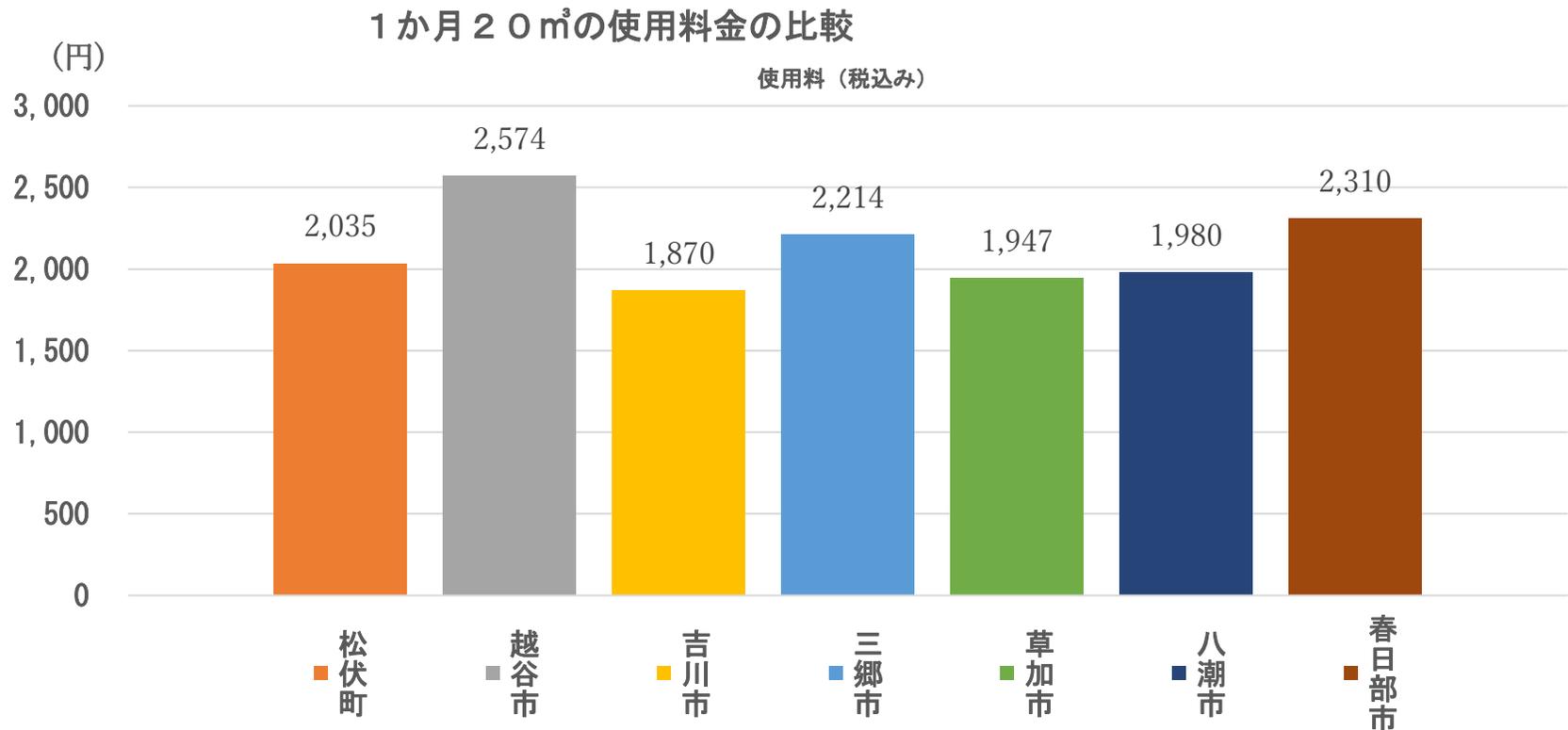
下水道使用料と費用の現状

○上水道料金と下水道料金について



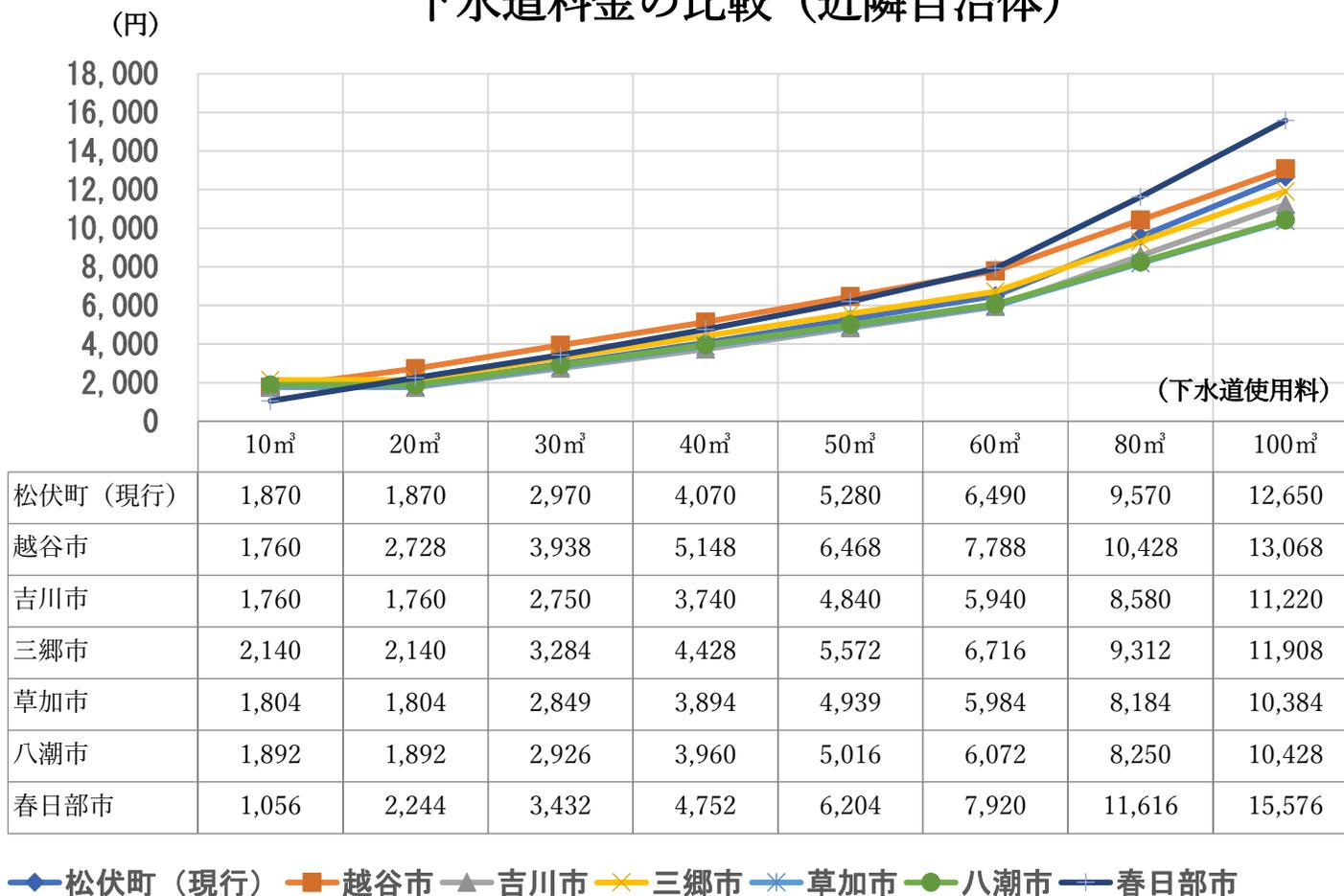
下水道使用料と費用の現状

○下水道料金（1カ月20m³）の比較について（近隣自治体）



下水道使用料と費用の現状

下水道料金の比較（近隣自治体）



下水道使用料と費用の現状

使用料単価

- ・ 使用料単価とは、有収水量 1 m³あたりの下水道使用料収入です。

計算式

$$\text{使用料単価 (円/m}^3\text{)} = \text{下水道使用料収入 (円/年)} \div \text{有収水量 (m}^3\text{/年)}$$

松伏町下水道事業の令和4年度実績

$$\begin{aligned} \text{使用料単価 (円/m}^3\text{)} &= 165,799,487 \text{ (円/年)} \div 1,583,978 \text{ (m}^3\text{/年)} \\ &\doteq \mathbf{104.7 \text{ (円/m}^3\text{)}} \end{aligned}$$

下水道使用料と費用の現状

汚水処理原価（公費負担分を除く）

（以降、「汚水処理原価」とします。）

- ・ 有収水量 1 m³あたりの汚水を処理するのに要する費用（公費負担分を除く）です。公費負担分は、料金収入とは別に国が決めた一般会計でまかなうべきとされる金額です。

計算式

$$\text{汚水処理原価 (円/ m}^3\text{)} = \text{汚水処理費 (円/ 年)} \div \text{有収水量 (m}^3\text{/ 年)}$$

松伏町下水道事業の令和4年度実績

$$\begin{aligned} \text{汚水処理原価 (円/ m}^3\text{)} &= 237,597,000 \text{ (円/ 年)} \div 1,583,978 \text{ (m}^3\text{/ 年)} \\ &\doteq \mathbf{150.0 \text{ (円/ m}^3\text{)}} \end{aligned}$$

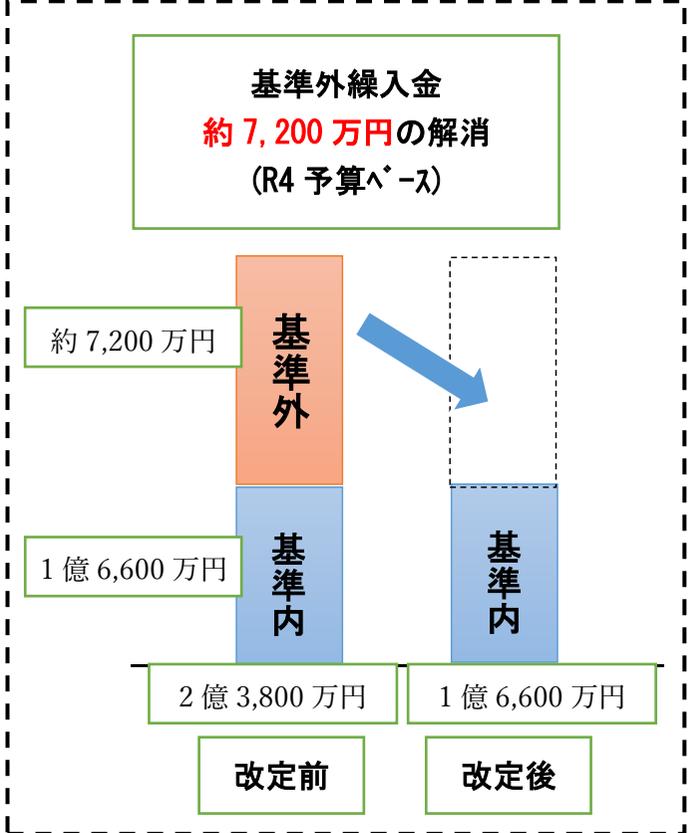
下水道使用料と費用の現状

下水道使用料の改定の目的

国からの要請

① 公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成26年8月29日、総務省自治財務局公営企業3課室長より)

- 4 下水道事業
 - (1) 経営について・・・(中略)・・・
 - ⑦ 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月3,000円/20㎡(150円/㎡)を前提として行われること。
 - ⑧ 分流式下水道等による経費の操出基準を踏まえ、汚水処理経費についても、使用料で賄うべき経費と一般会計で負担すべき経費とを明確に区分するとともに、使用料が低い水準にとどまり、使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰入等により賄っている地方公共団体にあっては、早急に使用料の適正化に取り組むこと。



➡ 「受益者負担の原則」に基づかない基準外繰入金の解消
使用料収入不足分：7,200万円の解消
(R4 予算ベース)

下水道使用料と費用の現状

経費回収率

- ・ 汚水処理にかかる経費を、どの程度使用料収入でまかなえているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能になります。これが、100%であれば、使用料収入で経費をまかなえていることになります。

計算式

$$\text{経費回収率 (\%)} = \text{使用料単価 (円/}\text{m}^3\text{)} \div \text{汚水処理原価 (円/}\text{m}^3\text{)} \times 100$$

松伏町下水道事業の令和4年度実績

$$\begin{aligned} \text{経費回収率 (\%)} &= 104.7 \text{ (円/年)} \div 150.0 \text{ (円/年)} \times 100 \\ &= \mathbf{69.8 (\%)} \end{aligned}$$

下水道使用料と費用の現状

使用料単価、汚水処理原価、経費回収率の実績

- ・ 松伏町下水道事業の経費回収率は令和4年度実績が **69.8%** となっています。100%に満たないので、**使用料収入でまかなえていない状況**です。

項目	数式	令和4年度実績
下水道使用料収入	①	165,799 (千円/年)
汚水処理費	②	237,597 (千円/年)
年間有収水量	③	1,583,978 (m ³ /年)
使用料単価	④ = ① / ③	104.7 (円/m ³)
汚水処理原価	⑤ = ② / ③	150.0 (円/m ³)
経費回収率	④ / ⑤	69.8 (%)

下水道使用料と費用の現状

近隣市町における経費回収率と汚水処理原価について



経費回収率
平均 87.48%

下水道使用料と費用の現状

近隣の状況（R3年度）

	経費回収率	汚水処理原価
松伏町	69.95%	150.00円/m ³
宮代町	60.39%	162.23円/m ³
杉戸町	86.70%	116.33円/m ³
吉川市	140.56%	77.50円/m ³
越谷市	105.70%	113.37円/m ³
三郷市	78.24%	150.00円/m ³
八潮市	73.57%	138.70円/m ³
草加市	84.08%	119.41円/m ³
春日部市	88.13%	142.90円/m ³

下水道使用料と費用の現状

一般会計繰出金について

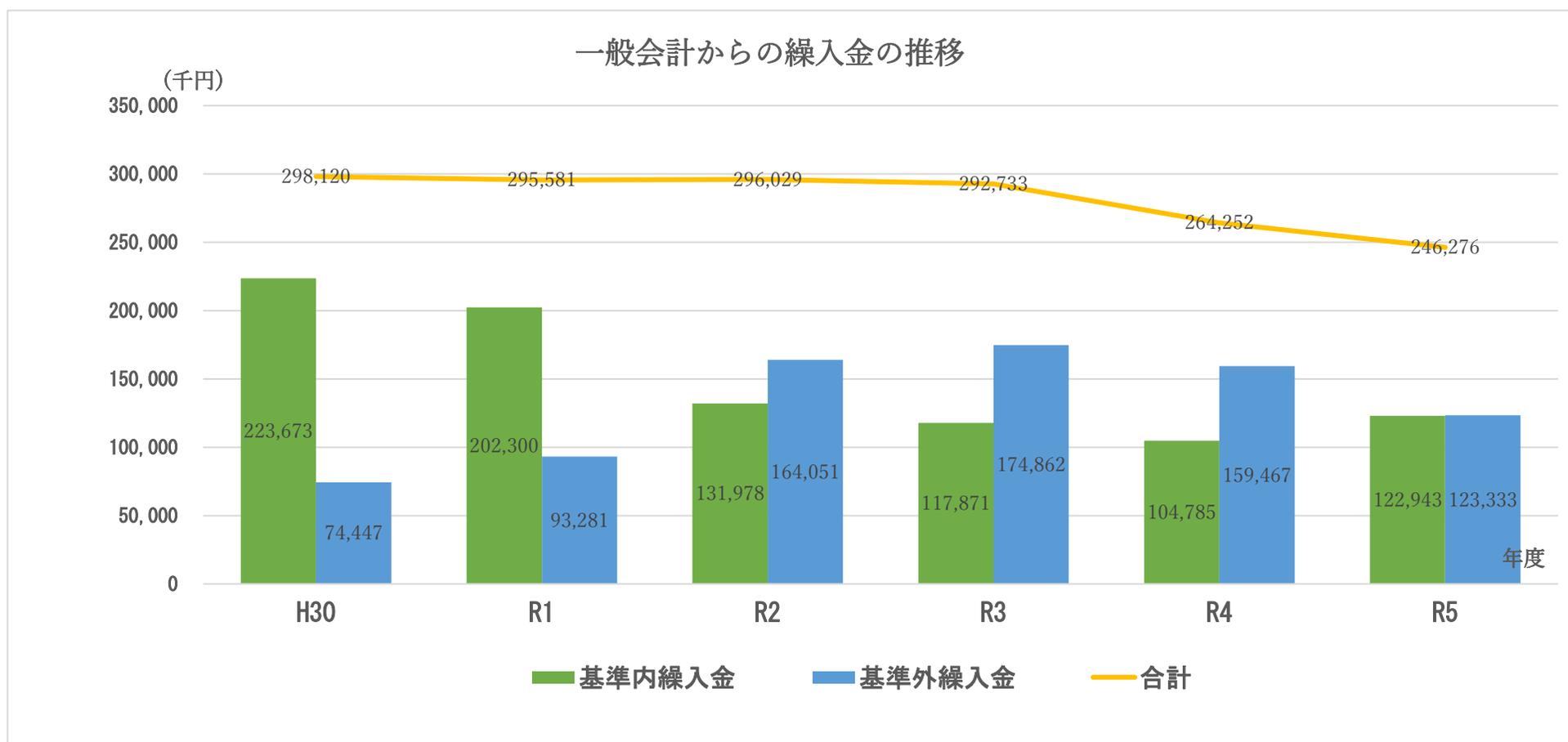
- ・ 総務省は、地方公営企業へ拠出する一般会計繰出金の基準を定めており、雨水処理に要する経費、分流式下水道等に要する経費などについては、下水道事業の公共性から、一般会計で負担するべき経費（**基準内繰出金**）としています。
- ・ 使用料収入および基準内繰出金だけでは不足する場合には、一般会計から繰り出す**基準外繰出金**で補填します。

松伏町下水道事業の一般会計繰出金の金額（令和4年度）

一般会計繰出金	令和4年度
基準内繰出金	104,785（千円）
基準外繰出金	159,467（千円）
合計	264,252（千円）

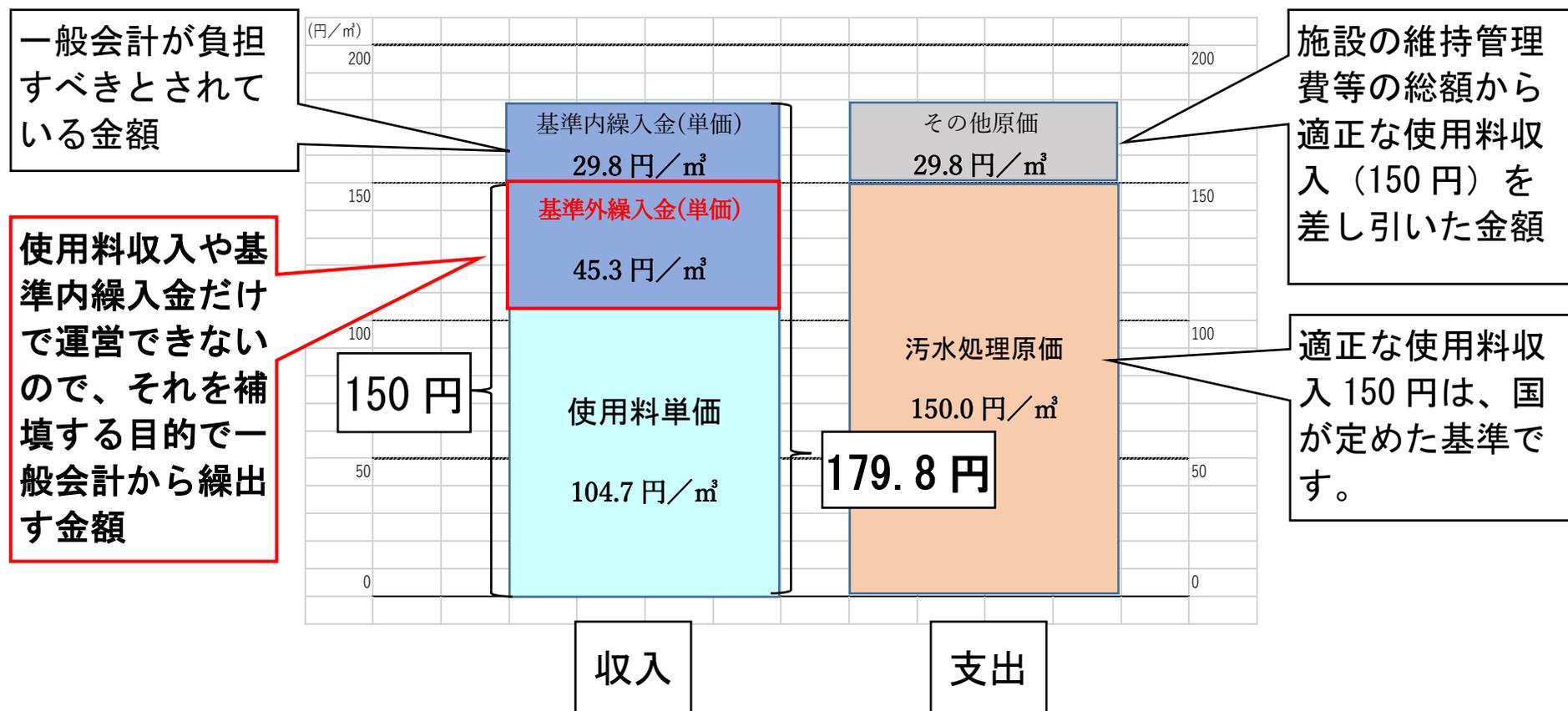
下水道使用料費用の現状

○一般会計からの繰入金の推移は、近年、減少傾向にある。



下水道使用料と費用の現状

使用料単価、汚水処理原価の比較図



松伏町下水道事業の課題と目標

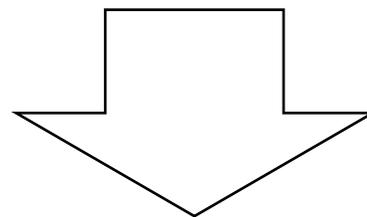
地方公営企業の独立採算について

- ・ 地方公営企業である下水道事業は、その経営に要する経費は**下水道使用料**をもって充てる**独立採算制**が原則とされています。

松伏町下水道事業の課題と目標

課題

経費回収率 **69.8%**
基準外繰出金 **7,200万円**

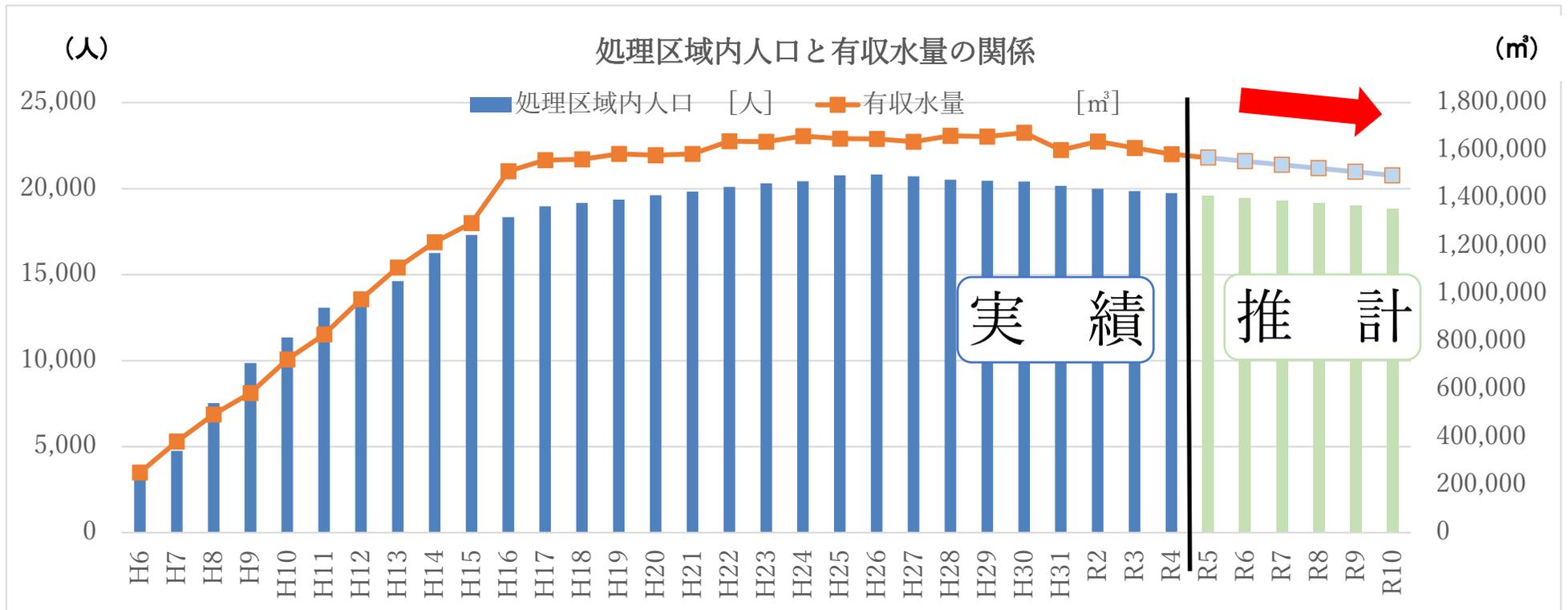


目標

経費回収率 **100%**
基準外繰出金 **0円**

松伏町下水道事業の課題と目標

○使用料収入は、人口減少社会の到来や節水意識の高まりなどにより、減少傾向にある。



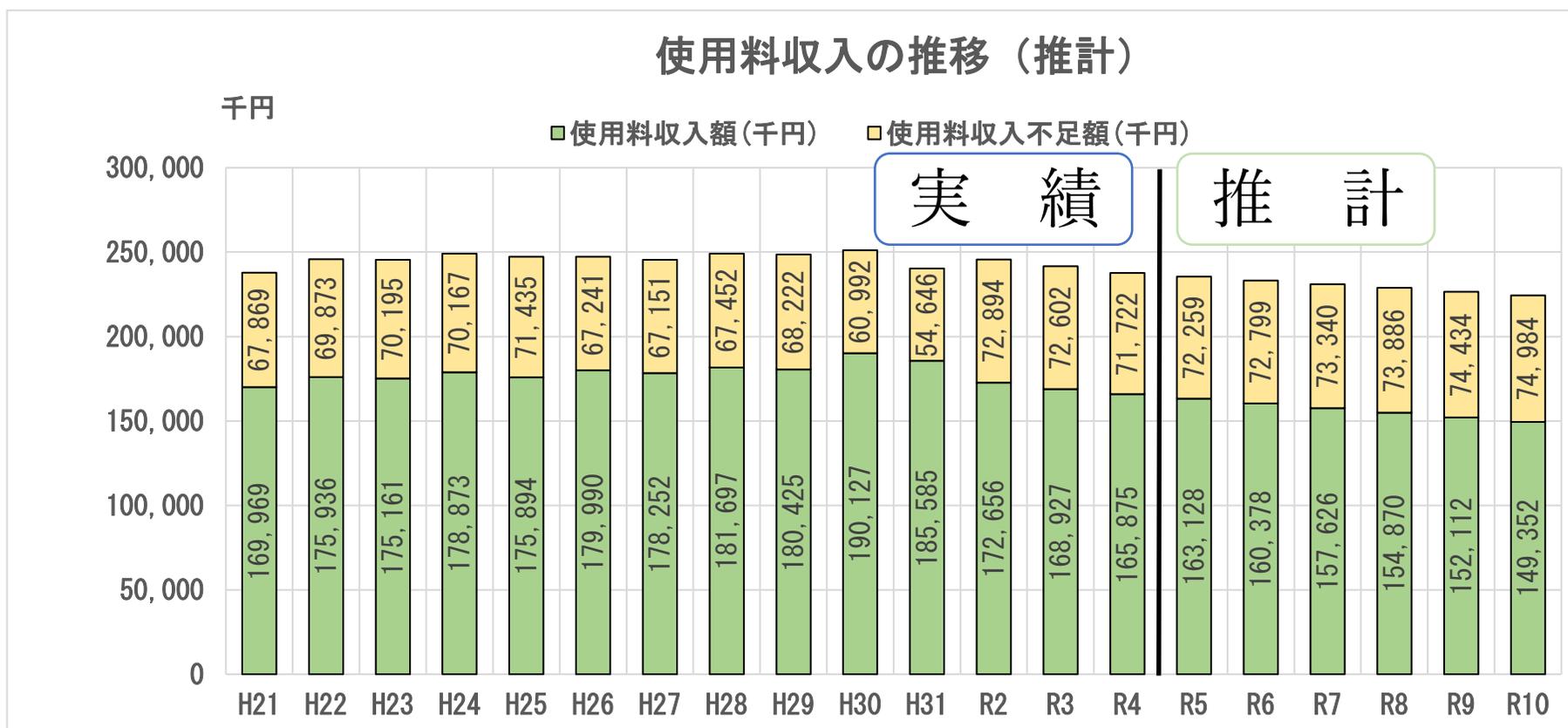
●語句の説明

有収水量・・・下水処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料の対象となる水量

処理区域内人口・・・処理区域に居住している人口

松伏町下水道事業の課題と目標

○下水道使用料収入の推移は、近年、減少傾向にある。



使用料収入不足額 = (国が要請する使用料単価 150 円/m³ × 有収水量) - 使用料収入額

下水道使用料の検討

ケース1
現行使用料を
継続する

このケースでは、経費回収率が**70%前後**となり、基準外繰出金が毎年必要となる見込みです。

A案(資料3)

下水道使用料改定率：**8%**、経費回収率：**75.46%**とした場合

B案(資料3)

下水道使用料改定率：**16%**、経費回収率：**80.67%**とした場合

C案(資料3)

下水道使用料改定率：**23%**、経費回収率：**85.88%**とした場合

町からの
提案

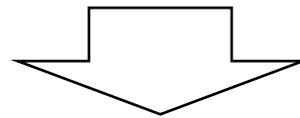
ケース2
基準外繰入金
をなくす

このケースでは、目標である経費回収率100%を達成し、基準外繰出金をなくすことができます。この場合、令和4年度ベースで現行使用料から**1.43倍**の料金改定が必要になります。

下水道使用料の検討

(参考) 現在の松伏町の下水道使用料体系

基本料金 (2 か月)		超過料金 (2 か月) 1 m ³ 当たり	
基本汚水量	料金	汚水排除量	料金
20 m ³ まで	1,700円	20 m ³ を超え40 m ³ まで	100円
		40 m ³ を超え60 m ³ まで	110円
		60 m ³ を超え100 m ³ まで	140円
		100 m ³ を超える分	180円



料金改定 (A案・B案・C案)

下水道使用料の検討

下水道使用料体系の比較

松伏町下水道使用料 改正案（税抜き）

《一般汚水》	水量区分	現 行	A案		B案		C案		参考		
基本使用料	0～20m ³	1,700円	1,800円	5.9%	1,900円	11.8%	2,000円	17.6%	2,500円	47.1%	
	従量使用料 1 m ³ 当たり	21～40m ³	100円	110円	10.0%	120円	20.0%	130円	30.0%	140円	40.0%
		41～60m ³	110円	120円	9.1%	130円	18.2%	140円	27.3%	170円	54.5%
		61～100m ³	140円	150円	7.1%	160円	14.3%	170円	21.4%	200円	42.9%
		101～ m ³	180円	190円	5.6%	190円	5.6%	190円	5.6%	216円	20.0%
《公衆浴場汚水》 1 m ³ 当たり	70円	70円	70円	70円	70円	70円					

下水道使用料の検討

家庭で50m³使用した場合の下水道使用料(2か月分) 比較

《一般汚水》	水量区分	現 行	使用料	A案	使用料	B案	使用料	C案	使用料	参考	使用料
基本使用料	0～20m ³	1,700円	1,700円	1,800円	1,800円	1,900円	1,900円	2,000円	2,000円	2,500円	2,500円
従量使用料 1m ³ 当たり	21～40m ³	100円	2,000円	110円	2,200円	120円	2,400円	130円	2,600円	140円	2,800円
	41～60m ³	110円	1,100円	120円	1,200円	130円	1,300円	140円	1,400円	170円	1,700円
	61～100m ³	140円		150円		160円		170円		200円	
	101～ m ³	180円		190円		190円		190円		216円	
		小計	4,800円	小計	5,200円	小計	5,600円	小計	6,000円	小計	7,000円
	消費税	480円	消費税	520円	消費税	560円	消費税	600円	消費税	700円	
	合計	5,280円	合計	5,720円	合計	6,160円	合計	6,600円	合計	7,700円	
	改定差額	0円	改定差額	440円	改定差額	880円	改定差額	1,320円	改定差額	2,420円	

下水道使用料の検討

《一般汚水》	水量区分	現 行	A案		B案		C案		参考		
基本使用料	0～20m ³	1,700円	1,800円	5.9%	1,900円	11.8%	2,000円	17.6%	2,500円	47.1%	
	従量使用料 1 m ³ 当たり	21～40m ³	100円	110円	10.0%	120円	20.0%	130円	30.0%	140円	40.0%
		41～60m ³	110円	120円	9.1%	130円	18.2%	140円	27.3%	170円	54.5%
		61～100m ³	140円	150円	7.1%	160円	14.3%	170円	21.4%	200円	42.9%
		101～ m ³	180円	190円	5.6%	190円	5.6%	190円	5.6%	216円	20.0%
《公衆浴場汚水》 1 m ³ 当たり		70円	70円		70円		70円		70円		
改正前使用料収入		165,799,487円									
改正後使用料収入		165,799,487円	179,301,156円		191,677,449円		204,053,742円		237,559,257円		
使用料改正による増加分 (A)		0円	13,501,669円		25,877,962円		38,254,255円		71,759,770円		
基準外繰入金(R4決算) (B)		159,467,000円									
(B) - (A)		159,467,000円	145,965,331円		133,589,038円		121,212,745円		87,707,230円		
水洗化人口 R5.3.31		16,793人		16,793人		16,793人		16,793人		16,793人	
一人当たり基準外繰入金		9,496円	8,692円		7,955円		7,218円		5,223円		
不足分		71,797,513円	58,295,844円		45,919,551円		33,543,258円		37,743円		
年間有収水量		1,583,978m ³									
使用料単価		104.67円	113.20円		121.01円		128.82円		150.00円		
汚水処理費 (維持管理・資本) C		237,597,000円									
経費回収率		69.78%	75.46%		80.67%		85.88%		100.00%		
改定率		0.00%	8.00%		16.00%		23.00%		43.00%		